

# 入札業務管理要綱

平成20年3月31日  
代表取締役社長決定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、株式会社東京臨海ホールディングス（以下、「会社」という。）購買業務管理規程（以下、「購買規程」という。）第6条第2項第2号に規定する競争入札の業務の基本を定める。

### (適用範囲及び定義)

第2条 本要綱は、購買に係る業務のうち競争入札手続きに適用する。なお、本要綱並びに本要綱に基づく規則等に定めのない事項は、購買規程の定めを適用する。

## 第2章 予定価格調書の作成等

### (予定価格の作成及び取扱)

第3条 購買管理者は、競争入札を実施する際には、あらかじめ購買規程第9条各項の定めにしたがい、予定価格を設定し、入札に当たっては、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際に開札場所に置かなければならない。

### (最低制限価格の設定)

第4条 購買管理者は、競争入札により契約を締結しようとする場合において当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、最低制限価格を設けることができる。

2 最低制限価格は、予定価格の十分の八から三分の二の範囲内において適正に定めなければならない。

3 前2項の規定により最低制限価格を定めたときは、当該価格を第3条の書面に併記しなければならない。

## 第3章 競争入札の実施

### (競争入札の参加資格)

第5条 競争入札に参加する者に必要な資格は、東京都の契約実績等を参考に購買管理者が決定する。

2 決定に際しては、現に東京都において指名停止その他の処分を受けている者は、競争入

札に参加する資格を有しないものとする。

#### **(入札の公表及び入札参加希望者の募集)**

第6条 購買管理者は、競争入札により契約を締結しようとする場合においては概ね1ヶ月前までに件名、時期及び設計概要等を記した入札予定表を本社受付に掲示し、入札参加希望者を募集するものとする。

#### **(購買業務管理委員会への付議)**

第7条 購買管理者は、競争入札に参加させようとする者を指名しようとするときは、購買業務管理委員会の議を経なければならない。

#### **(入札者の指名)**

第8条 購買管理者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のなかからなるべく5人以上指名しなければならない。

2 前項の指名にあたっては、参加しようとする者又は代理若しくは媒介をする者が、次の各号に該当する場合は、指名しない。

(1) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者であることが明らかな場合

(2) 東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）

3 第1項の場合においては、次の各号の事項をその指名する者に通知しなければならない。

(1) 競争入札に付する事項

(2) 契約条項を示す場所

(3) 競争入札執行の日時及び場所

(4) 前各号の他競争入札について必要な事項

4 第1項により指名した者が、第2項各号に該当する者であることが開札までの間に判明した場合は、当該指名を取り消すものとする。

#### **(入札の方法)**

第9条 購買管理者は、入札に加わろうとする者の入札書を所定の時間内に入札箱に投入させなければならない。

2 代理人をもって入札させる場合においては、入札に先だち委任状を提出させなければならない。

#### **(開札及び再度入札)**

第10条 開札は、入札の場所において入札の終了後直ちに入札者を立会わせて行わなければならない。

2 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することができない。

3 第1項の規定により開札の結果、すべての入札が予定価格の制限に達しなかったときは、直ちに再度の入札をすることができる。

#### **(落札者)**

第11条 入札に付した場合においては、入札者中予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。

2 売却の場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

#### **(同価の入札)**

第12条 落札者となるべき同価の入札をなした者が2人以上あるときは、直ちにくじをもって落札者を定める。

#### **(入札の無効)**

第13条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書の金額等記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したもの
- (4) 第23条に基づく保証金を納付しない者のした入札
- (5) 前各号に定めるほか特に指定した事項に違反したもの

#### **(落札決定の取り消し)**

第14条 第11条の規定による指名競争入札の結果、落札決定された者又は代理若しくは媒介する者が契約締結までの間に第8条第2項に規定する者と判明したときは、落札決定を取り消すものとする。

#### **附則**

第1条 本要綱は、平成20年4月1日から適用する。ただし、契約規程により締結した契約及び同規程に基づき契約に係る手続きを開始したものは、当該規程の定めた手続きによる。

#### **附則**

第2条 本要綱は、平成24年4月1日から適用する。ただし、当該施行日以前に行う平成24年度にかかる準備契約についても本規程を適用することとする。